

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく一時扶助決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し令和 2 年 1 月 22 日付けで行った一時扶助決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分が違法又は不当である旨を主張している。

この度は、自己の不注意から喪失させてしまったこと衷心より深くお詫び申し上げます。

喪失後の現在は、受給しながら緊急時のために何年間かに亘り、コツコツ据え置きしておいたもので生計が成り立っている状況でございます。就職活動等を鋭意しております消費が多大なもので、心苦しく咎めるのですが、返還が困難なため法 80 条の適用を哀願いたします。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年10月1日	諮問
令和2年11月17日	審議（第49回第4部会）
令和2年12月16日	審議（第50回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準、住宅扶助

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法11条1項は、保護の種類として、3号で「住宅扶助」を挙げている。

法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣が法8条1項の規定に基づいて定めた保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。令和元年7月17日厚生労働省告示第66号による改定が行われ、令和元年10月1日から適用される改定後のもの。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、保護基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

そして、法14条によれば、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとされている。

(2) 保護の申請

法24条1項は、保護の開始を申請する者は、要保護者の氏名及

び住所、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとしている。同条3項及び4項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して決定理由を付した書面をもって、これを通知しなければならないものとしている。同条9項は、同条1項から7項までの規定を要保護者等からの保護の変更の申請について準用するものとしている。

(3) 保護の変更

法25条2項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(4) 契約更新料等

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・4・(1)・クは、被保護者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、契約更新料等を必要とする場合には、同・オに定める特別基準額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないとしている。

なお、局長通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

(5) 返還の免除

法80条によれば、保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させないことができるとしている。

2 本件処分についての検討

(1) これを本件についてみると、処分庁は、請求人からの申請に基づ

き、令和元年12月16日、請求人が居住する住居の更新料等（本件更新料等）を支給する一時扶助決定（先行処分）を行い、70,000円を支給する旨を請求人に通知し、令和2年1月6日に同金額を口座振込により請求人に支給している。

- (2) そして、令和2年1月17日に事務所担当者は、請求人から受領した手紙により、請求人が、契約無効を理由に貸主に本件更新料等を支払っていないこと、その間に本件更新料等として支給された保護費を盗まれた旨を述べていることを知り、また、同月22日の貸主の担当者からの問合せにより、請求人が本件更新料等を支払っていないことを確認した。
- (3) その結果として、請求人に対する保護費（本件更新料等）が過払いの状態になったため、処分庁は、請求人について、法25条2項に基づく保護変更決定処分として、一時扶助決定（本件処分）を行ったことが認められる。
- (4) そうすると、先行処分で請求人に支給された保護費（本件更新料等）が、適切に貸主に支払われていない事実が判明した時点で、請求人の保護費が過払いになっていることは明らかであり、そのことを理由に、処分庁が請求人の保護を変更する処分をすることについて、違法又は不当な点は認められない。
- (5) そして、処分庁としても、本件処分を行うに当たり、請求人から、本件更新料等の逸失についての被害状況の説明、警察への紛失届等での証明がないことにより、法80条の適用の是非を判断するための事情や状況を確認することができなかったことが認められる以上、処分庁が、本件更新料等の返還を免除するための事実確認ができないものとして、法80条の適用による返還の免除を行わなかったことには、違法又は不当な点は認められない。
- (6) ちなみに、事務所担当者は、本件処分後も、返還のための手続及び本件更新料等の逸失についての状況確認のために、令和2年1月23日及び同月28日に、返還金に関して訪問日程の調整を、請求人に対して文書にて依頼したが、請求人からは回答が得られなかつ

た。また、同年2月3日には、それまでは返還に応じる意思表示をしていた請求人から、法80条等に基づき返還を免除してほしい旨の手紙を受領したために、事務所担当者が請求人に電話するも応答がなかった。加えて、請求人は、同月10日に、自身が多忙であること、福祉事務所の対応等を理由に、訪問日程の調整には応じない旨を回答していることが認められる。

3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のことから、本件処分の違法又は不当を主張するが、本件処分が、法令等の規定に基づき適法になされた処分であることは、上記2・(4)のとおりである。とりわけ、請求人は、法80条に基づき本件更新料等の返還の免除を求めているが、処分庁が返還の免除を行わないことが、同条の定めにもとづいたものであることは、上記2・(5)のとおりである。よって、請求人の主張をもって本件処分の取消理由とすることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美